

令和3年度 政策討論会 第一分科会（第5回）要点記録

日時 令和3年11月19日（金）10:00~11:11

場所 第2理事者控室

出席者 友永 修（座長）

田中 市子

堂本 啓祐

殿本 マリ子

南 加代子

西田 武史

河合 馨 （座長以下は議席番号順）

欠席者 今口 千代子（副座長）

議事内容

討論テーマ「市民センターの役割について」

生涯学習課より質問事項への回答

市民センターと併設する公民館の運営面・役割・機構等について説明を受けた。

<各議員の発言要旨>

生涯学習課からの説明を受けての意見、感想ならびに追加質問

●生涯学習課から見た現状の市民センターの運営については、やはり現場は窓口サービス業務で忙殺されている様に映っている。そこで、生涯学習課としての人的フォローをもっと増やせないか確認したが、増員については本市の状況からは難しいが、予約システムの構築により緩和出来る方法を取りたいとの事だった。

我々から見たサービスセンターの業務は、本庁の行っている各種手続きを集約した総合窓口的業務を行い、さらには地域密着という観点から地域住民の密接した相談も受けている事から、更なる人的強化を行うべきであり、早急にIT化（スマートシティ化）を進めるべきである。

●市民センターの公民館部分をコミュニティセンターとして活用し、貸館事業をさらに幅広く、「もっぱら営利を目的とした活動」にも貸出可能にすることの是非について、今回市民公民館からご意見をお聞きした。

意見を聞く中で、貸館業務を優先する為に市民センターを公民館組織から外すことは次の3点の理由により慎重にすべきと史料する。

1. 公民館の準拠法である社会教育法第23条は、公民館を「もっぱら営利を目的とした事業」に貸出することを制限しているが、本市の場合、令和2年度から開始した受益者負担の見直しにより、市外団体や企業・法人にも貸出可能とするなど、貸出基準を緩和しており、すでに他市のコミュニティセンターと同程度の利用が可能となっていること。
2. 各市民センターは、市内19の公民館の拠点館となっており、地区公民館の予算執行等の決裁も担っている。市民センターを公民館組織から外すには、現状の3階建て公民館組織の整理が必要となること。
3. 市立公民館には現在2名の社会教育指導員が配置されており、この2名の指導員が各市民センターに対しても社会教育の充実に向けた指導も行っている。市民センターがコミュニティセンターとして仮に市長部局に設置されることになった場合には、こうした市民に対する生涯教育及び社会教育の充実が図れるか不安があること。

●やはり職員の人員が不足し、市民センターや公民館業務が忙しいとのことだった。私個人としては、これからIT化を推進することにより、どれだけのことのできるのかをシミュレーションして考えていく必要があるのではないかと考える。またコミュニティセンター化することにより「営利目的の枠」をきっちり決めることでセンターの利用の仕方も変わるのではないかと考える。

●説明により、センターのサービス業務の種類が増えたが、人員の補充はなく、公民館業務に支障が出ているという現状や経過がわかった。

生涯学習課と各センターが交流する機会は持っているのか、また生涯学習課が課題と感じている点について共有できているのか。

●公民館機能は、講座等、その時に必要な内容を検討され開催されているが、参加された方々が受講された後の効果はどうか、このような検証も取り入れながら、生涯学習として次に繋ぐかが大事だと考える。その上で、利用者の拡大につなげて頂きたい。

●社会教育指導員の活動は現在2名配置で推進しているとのことだが、実態としては活動するにあたり支障がないのか、2名での活動をベースとしたスケジュール推進となっているのか、より推進していくためには2名以上の指導員が必要ではないかと考える。

●利用者数は、コロナの影響で使用料の減免を受けている団体の利用が減少した。しかし、一般利用が増えたことで使用料収入は増えているとの事で意外に思った。利用促進するための企画調整を担う、社会教育指導員が全体で2名ということで、なかなか充実したサポートが出来ていないのが現状であり、市民センター同様に人材不足の状況であると認識した。

教育委員会の上層部まで、このような現場の課題が認識されていないのが現状と聞き、情報共有をもっと徹底しなければならないと感じた。

・次回の討論会日程は、12月22日（水）10：00～ 議会会議室